# 2014.1.25 第**61**号



編集・発行 公益社団法人 家庭問題情報センター PHONE/03-3971-3741



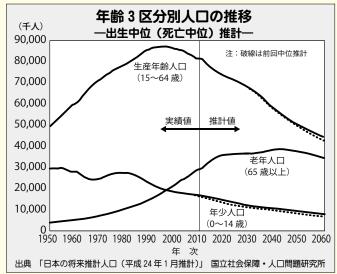
《目次》

平成家族者 61≪高齢者の意見をもとに高齢者の就労について考える≫1 ~4 頁 アラカルト≪「ふぁみりお」が本になります!≫5 頁 海外トピックス≪子どもの代理人―アメリカ、ドイツの場合≫6 ~7 頁

◆平成家族考 61

# 高齢者の意見をもとに高齢者の就労について考える

本誌前号の「平成家族考」では、「人口超減少社会について考える」を掲載し、2100年には、最悪の場合、日本の人口は3770万人(ピークとなった2004年の1億2784万人の3分の1)に減少することを報じました。そして、下図を示し、2010年から2060年までの50年間に、年少人口(15歳未満)は当初の1684万人から791万人へと893万人(当初人口の53.0%)が減少し、生産年齢人口(15~64歳)は8174万人から



4418 万人へと 3756 万人(同 46.0%)の減少が見込まれること、これに対し、老年人口(65 歳以上)は2948 万人から 3464 万人へと 516 万人(同 17.5%)増加すること、このような人口の大変動を前にしては現在の少子高齢化対策などは、蟷螂の斧のように空しいと述べながら、それでも「ジェンダーフリー、エイジフリーで働こう」と呼びかけました。しかし、エイジフリーで働こうと呼びかけられた高齢者自身は、どのように考えているのでしょうか。健康面での支障はないのでしょうか、働く意欲はあるのでしょうか。先ずはそれを知りたいと思います。

本誌第 56 号の平成家族考「進化する老いについて考える」の最後を、「私たち日本人は、世界中で最も進化した老いを享受しているのですから、私た

ちの赤秋は、世界のどこの人たちよりもずっと赤く燃え、素晴らしい夕焼けを残すものでありたいと思います。」と結んでいます。どこの国よりも長寿で元気な高齢者が沢山いることは、労働力不足という難局に当たるには本当に幸せなことだと思います。戦後の高度経済成長期後半の原動力となった団塊の世代の人々も、今は 65、6 歳となり第一線を退く時期になっています。かつて企業戦士とかモーレツ社員と呼ばれていた団塊の世代は、引退して水のような静かな白秋の生活に安住するのでしょうか。子や孫のために、あるいは自分の健康、生きがいのために、さらには沈没しかねない日本の産業を支えるために、今一度赤く燃えてほしいと思いますが、団塊の世代や高齢者自身はどう考えているのか、それを知ったうえでエイジフリーで働いてもらうためには、どのような施策が必要なのかについて考えてみたいと思います。

# 第1章 高齢者たちは自分の健康、就労 等についてどう考えているか

高齢者の就労について検討するには、高齢者自身

は自分たちの健康、就労等についてどのように考えているかを把握する必要があります。内閣府は、超高齢社会、人口超減少社会の到来を見据えて、日本の高齢者の健康、就労等についての

この冊子は、宝くしての社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。

意識調査、先進主要国の高齢者の就労についての意識 の比較調査、定年・年金制度の国際比較等の調査を行い、その結果を公表しています。これらのうち、最近 実施された4つの調査結果を見てみることにします。

1 「平成 24 年度 高齢者の健康に関する意識調査」 (以下「健康調査」という。)(注 1)

この調査は、平成 24 年 9  $\sim$  10 月に、55 歳以上の 男女 1,919 人に個別面接聴取法により行われていま す。結果の一部を見てみましょう。

### Q「あなたの健康状態は、いかがですか」

最も多いのは「普通」で 31.5%、以下、「良い」が 29.8%、「まあ良い」が 21.8%、「あまり良くない」が 14.8%、「良くない」が 2.1%の順となっています。「良い」と「まあ良い」を合わせた『良い(計)』は 51.6%で、「あまり良くない」と「良くない」を合わせた『良くない」を合わせた『良くない」を合わせた『良くない(計)』は  $(55 \sim 59)$  歳〉で 62.5%を占めていますが、年齢階級が上がるほど『良い(計)』の割合は低くなる傾向があるとはいえ、それでも(60~64歳〉で 58.6%、 $(65 \sim 69)$  歳〉でも 56.5%と、半数以上が『良い(計)』となっています。「良くない」だけを見てみると、 $(70 \sim 74)$  歳〉までは 1%台で、 $(75 \sim 79)$  歳〉で 3.9%、(80) 歳以上〉でも 4.2%となっています。

Q「あなたは、何歳ごろまで仕事をしたいですか」最も多いのは「働けるうちはいつまでも」が 32.4%、以下、65 歳ぐらいまで」が 20.8%、70 歳ぐらいまで」が 17.2%、60 歳ぐらいまで」が 10.6%となっています。「働けるうちはいつまでも」は、年齢階級とともに上昇する傾向が強く、 $55\sim59$  歳〉では 26.4%、 $60\sim64$  歳〉では 24.4%ですが、 $65\sim69$  歳〉では 29.9%、 $70\sim74$  歳〉では 35.9%、 $75\sim79$  歳〉では 39.5%と割合が増え、80 歳以上〉では 42.1%となっ

Q「あなたは、一般に支えられるべき高齢者とは何歳 以上だと思いますか」

ています。

最も多いのは「75 歳以上」で 28.7%、以下、「80 歳以上」が26.7%、「70 歳以上」が18.1%となっており、「年齢では判断できない」は 13.8%でした。年齢階級が高くなるとともに、支えられるべきと思われる年齢も高くなる傾向があります。〈55  $\sim$  59 歳〉では「75 歳以上」が30.2%、「70 歳以上」が26.7%、「80 歳以上」が18.8%となっていますが、〈70  $\sim$  74 歳〉では、「80 歳以上」が32.5%、「75 歳以上」が28.7%、「70 歳以上」が13.0%となっています。〈80 歳以上〉では「80 歳以上」が29.6%、「年齢では判断できない」が21.1%となっています。

# 2 「平成 24 年度 団塊の世代の意識に関する調査」 (以下「団塊調査」という。)(注 2)

この調査は、昭和22~24年に生まれた、いわゆる

団塊の世代が 65 歳に達し始めたのを機に、これまで社会の様々な分野の第一線で活躍してきた経験を生かし、今後の超高齢社会を先導する役割と、雇用、就労、社会参加活動における活動が期待されていることから、高齢社会の担い手として活躍することができる方策を検討するなどのために実施したとのことです。平成24年9~10月に、郵送配布・郵送回収による調査で有効回収数 3,517 人(回収率 58.6%)の回答を分析しています。前項の健康調査の対象者は 55 歳以上と年齢の幅が広いのに対し、この調査の対象者は 65 歳前後に限られていることや調査方法も異なっていることなどのために、直接比較することはできません。一部を紹介します。

Q「あなたは一般的に高齢者とは何歳以上だと思いますか」

「70歳以上」が最も多く 42.8%、次いで「75歳以上」 26.1%、「80歳以上」10.4%、「65歳以上」10.3%の順となっており、「年齢だけでは判断できない」が 6.6%となっています。

Q「あなたが今後も働くとき、何歳まで働きたいと思いますか」

「働けるうちはいつまでも」が最も多く 25.1%、次いで「70歳まで」21.3%、「65歳まで」16.1%の順となっています。

**Q**「あなたが今、働くうえで、重視していることは何ですか。(3つまで選んで回答)」

第1位は「体力的に無理なく続けられる仕事であること」40.7%、第2位は「自分のペースで進められる仕事であること」29.7%、第3位は「自分の能力を発揮できること」23.0%、第4位は「勤務日や勤務時間を選べること」19.4%、第5位は「経験したことのある職種であること」18.3%などとなっています。

Q「あなたの健康状態はいかがですか」

「とても健康である」が 11.8%、「まあ健康である」が 65.7%となっており、両方を合わせた『健康である (計)』が 77.5%となっていて、「あまり健康ではない」は 15.7%、「健康ではない」は 4.7%で、両方を合わせた『健康ではない (計)』は 20.4%となっています。

3 「平成 22 年度 第 7 回 高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」(以下「国際調査」という。)(注 3)

内閣府は、1980年に「第1回高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」を実施し、その後も5年ごとに行い、2010年に第7回が実施されています。この調査は、日本、アメリカ、韓国、ドイツ、スウェーデンの5か国の60歳以上の男女個人(施設入所者は除く)が対象で、平成22年10月~平成23年1月に、各国とも1,000サンプル回収を原則とし、個別面接調査を行っています。この調査のうち、健康・経済生活・就労に関するものの一部を見てみます。

### Q「あなたは、現在、健康ですか」

「健康である」と意識している人の割合は、日本65.4%はスウェーデン68.5%に次いで高く、第1回からの時系列で見ると上昇傾向にあります。アメリカ61.2%、韓国43.2%、ドイツ33.5%の順になっていますが、ドイツの場合は「あまり健康とはいえないが病気ではない」が57.7%と突出しているので、質問の受け取り方の違いかもしれません。

Q「あなたが収入の伴う仕事を続けたいと思われるのは主にどのような理由からですか」

「収入がほしいから」を第 1 に挙げた割合は、韓国64.5%、アメリカ49.2%、日本43.8%、ドイツ38.6%、スウェーデン28.6%の順となっています。「仕事そのものが面白いから、自分の活力になるから」を第 1 に挙げたのは、スウェーデン51.5%とドイツ51.5%です。その他の国は、アメリカ34.3%、日本20.7%、韓国19.1%となっています。日本が収入の次に挙げたのは「働くのは体によいから、老化を防ぐから」25.8%で、他の国では、韓国16.2%、アメリカ13.7%、スウェーデン13.0%、ドイツ8.3%の順となっています。

Q「普通、収入の伴う仕事から離れるのは何歳ぐらい がよいと思いますか。「男性の場合」と「女性の場合」それぞれについて1つずつ挙げて下さい」

男性の場合は、韓国を除く 4 か国では「65 歳ぐらい」(日本 42.1%、アメリカ 45.9%、ドイツ 62.4%、スウェーデン 50.9%)の割合が高く、韓国では「70 歳ぐらい」36.8%の割合が最も高くなっています。女性の場合は、日本、アメリカ及びスウェーデンでは「65歳ぐらい」(日本 34.4%、アメリカ 44.5%、スウェーデン 44.9%)の割合が高く、韓国では「70歳ぐらい」27.8%、ドイツでは「60歳ぐらい」61.7%の割合が、それぞれ最も高くなっています。

日本では、男性は「 $65 \sim 70$  歳ぐらい」に、女性は 「 $60 \sim 65$  歳ぐらい」に回答が集中し、ドイツ及びスウェーデンでは、男女とも「 $60 \sim 65$  歳ぐらい」に回答が集中し、韓国では、男性は「 $70 \sim 75$  歳ぐらい」、女性は「 $65 \sim 70$  歳ぐらい」となっています。

4 「諸外国における定年制と年金支給開始年齢」(以下「定年調査」という。)(注 4)

内閣府の国家公務員制度改革推進本部事務局は、平成24年3月22日「ドイツ、フランスにおける定年制と年金支給開始年齢について」を公表しています。その中に、人事院が調査した2011年現在の「英米独仏における公務員年金制度の概要」の表が添付されています。それによると、アメリカ及びイギリスには定年年齢はなく、ドイツ及びフランスは65歳となっています。

年金制度を見ると、アメリカは公務員年金で、支給 開始年齢は55歳(30年以上勤務)、60歳(20年以上 勤務)、62歳(5年以上勤務)となっています。イギ リスは「国民保険+公務員年金」で、支給開始年齢は 国民保険が男 65 歳、女 60 歳であり、公務員年金は 60 歳 (2007 年 7 月 30 日以降採用者は 65 歳となる) となっています。ドイツは恩給制度で、支給開始年齢 は原則 65 歳 (2012 年から 2029 年にかけて段階的に 67 歳に引き上げられる)となっています。フランス は公務員年金で、支給開始年齢は 60 歳 (2018 年にか けて段階的に 62 歳に引き上げ中)となっています。 日本の場合は「基礎年金+共済年金」で、支給開始年 齢は、基礎年金は 65 歳、共済年金は 60 歳 (2013 年 から 2025 年にかけて段階的に 65 歳に引き上げられ る)となっています。

ちなみに、国際ニュースの AFP BB NEWS は 2012 年2月8日(注5)に、スウェーデンのラインフェルト首相が「退職年齢の引き上げなしには年金制度が立ちいかなくなるとして、75歳まで働き続ける可能性に備えるよう国民に求めた」と報じています。

# 第2章 高齢者の就労拡大に向けて 配慮すべきこと

前章では、高齢者自身が自分たちの健康や就労等についてどのように考えているかを、内閣府が実施した 高齢者の意識調査等で見てきました。それらをもとに、 高齢者の就労について、高齢者の立場から考えてみた いと思います。

### 1 日本の高齢者には健康で就労意欲のある人が多い

健康調査によれば、健康状態は『良い(計)』が 51.6%、「普通」が31.5%であり、団塊調査では、『健 康である(計)』が 77.5%もあり、高齢者には就労可 能な人がかなりいることが分かります。また、文部科 学省は、平成 24 度「体力・運動能力調査」の結果を 発表し、高齢者の体力の向上ぶりが分かったとしてい ます。中でも〈70~74歳〉、〈75~79歳〉層は、男 女とも全項目の得点合計で過去最高を更新し、12年 前より5歳若返ったとしています。団塊調査では、高 齢者とは「70歳以上」とした人が 42.8%、次いで 「75歳以上」が26.1%となっています。何歳まで働き たいかについては、「働けるうちはいつまでも」が 25.1%、「70歳まで」が21.3%となっており、同じ問 いに対し、健康調査では、「働けるうちはいつまでも」 が 32.4%、しかも、〈75~79歳〉の人たちは 39.5%、 (80歳以上) の人では 42.1%と、高年齢の人ほど働け るうちはいつまでもが多くなっています。また、国際 調査で、日本の高齢者の仕事を続けたい理由の第2位 に「働くのは体によいから、老化を防ぐから」25.8% がきており、健康のためにも働くという気持ちが強い ようです。長寿世界一の日本の高齢者は、健康状況、 就労意欲等から見て、かなりの労働力を提供できると 思います。団塊の世代も、内閣府が目論んでいるよう に、これからの超高齢社会を先導する役割と、雇用、

就労、社会参加活動における活動が期待できると思われます。

### 2 日本はどこよりも高い定年年齢を設定すべき

世界一長寿で、しかも年々若返るという日本の高齢者は、「働けるうちはいつまでも」と願っている人が沢山います。健康調査によれば、「80歳以上」の人の42.1%がそう願っています。

定年調査で見たように、世界的に定年年齢と年金支給開始年齢を引き上げる傾向にあります。日本に遅れて超少子高齢社会を迎えようとしている欧米諸国でも、寿命の延び、労働力不足、現役世代の負担増、移民労働者受け入れ見直し等から、定年を段階的に扱いをしつかるようです。先に紹介したスウェーデンのインフェルト首相の言葉のように、年金制度を維持するためにも、75歳まで働いてもらうしかないというるためにも、75歳まで働いてもらうしかないということになるのでしょう。世界のどこよりも早く人口超減少社会を迎える日本は、世界一長寿で、年々若返る元気な高齢者を沢山抱えているのですから、世界のどこよりも早く、どこよりも高く定年年齢を引き上げ、高齢者の働きやすい環境の整備に努めるべきです。

### 3 日本の高齢者に生きがいになるような仕事を

前章では、高齢者の意識調査の結果のうち、専ら激減していく生産年齢の労働力の低下を穴埋めする労働力としての高齢者に焦点を当てて見てきました。国際調査によると「今後も仕事を続けたい理由」として、「仕事そのものが面白いから、自分の活力になるから」を第1位に挙げたのはドイツ51.5%とスウェーデン51.5%でした。ドイツとスウェーデンの高齢者の過半数は、楽しんで仕事を続けている、つまり生きがいのある仕事をしているということでしょう。

大阪府立公衆衛生研究所(以下「大阪衛生研」という。)は、過去3年間に実施した質問紙による調査結果を踏まえて「『高齢者の就労』に関するまとめと提言」(注6)を公表しています。「高齢者就労の必要性、目的および意義」として、1)収入の確保2)生きがいのための就労3)健康の保持4)社会参加・貢献5)知識・技術・能力・経験の活用6)労働力の確保を挙げています。また、「高齢者の就労確保のために」では、高齢者雇用の必要性・必然性についての社会的認知が不徹底で、社会の意識改革が必要であるといい、定年延長と70歳まで働けるシステムを拡充するとともに、生きがい就労・ボランティア的な就労等、高齢者が働ける場の開発が必要と提言しています。

東京大学産学コンソーシアム「ジェロントロジー」発行の「2030年超高齢未来―破綻を防ぐ10のプラン」(注7)は、人生100年時代にふさわしい「真に長寿を喜べる生き方」の実現を目指して 〇生きがい就労事業の開発 〇高齢者にやさしい就労スタイルの確立および普及 〇高齢者の知識、経験、スキル循環型システムの創造、等を掲げています。そして「生きがい

就労事業」とは、「無理なく楽しく働けて、かつ地域に貢献できる、高齢者にふさわしい働き方のことを指し」、「高齢者にやさしい就労スタイルの確立」を提案しています。

大阪衛生研の提言もジェロントロジーの提案も、地 域に貢献できるなどの生きがい就労を提案していま す。現役時代の肩書もなく、ベテラン・熟練工として の自尊心を満たす場もなく、評価してくれていた上司・ 同僚・部下も失った高齢者たちは、単に収入のために 一労働者として黙々と働くだけではなく、新たな人間 関係の中で絆を結び、組織や地域に自分が貢献してい る実感、自尊心が持てるような「生きがい就労」を求 めているということでしょう。大阪衛生研の指摘を待 つまでもなく、人口超減少社会に突入した日本におい ては高齢者雇用の必要性・必然性は企業にとっては死 活問題であるにもかかわらず、未だに求人募集から高 齢者を除くなど、のんびりし過ぎているように思われ ます。そのうち「働けるうちは年齢不問・正社員・週 3 日勤務・高給保障・送迎バスあり・ボランティア活 動休暇あり・委細面談」という求人広告を出さざるを 得なくなるかも知れません。

作家五木寛之氏は「新老人の思想」(注7)の中で、 百歳を超えてなお現役で活躍する日野原重明氏が立ち 上げた「新老人の会」に触れ、この会では 75 歳から を新老人とし、それ以下 60 歳までをジュニア会員と 呼んでいることを紹介したうえで、五木氏のいう新老 人というのは 60 代から 80 代までの人を指し、この新 老人の共通点は、一つは、まだエネルギーがあり、人 生においてリタイア感がなく、社会的にも活動意欲を おさえることができないこと、二つ目は、百歳社会の 未来に不安と絶望感を抱いていることなどとしてい ます。前章で見た各調査の高齢者は、一つ目の共通点 はそのとおりですが、二つ目の絶望感は感じることは なかったように思います。人生100年の日本における 70 歳の人が、まだ 30 年も生きられると感じるのか、 それとも、まだ 30 年も生きねばならないと感じるの か、願わくば、前者の日本になっていてほしいものだ と思います。

### 参考文献

- 注1 「平成24年度 高齢者の健康に関する意識調査」内閣府 HP
- 注2 「平成24年度 団塊の世代の意識に関する調査」内閣府HP
- 注3 「平成22年度第7回 高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」内閣府HP
- 注4 「諸外国における定年制と年金支給開始年齢」内閣府 HP
- 注5 AFP BB NEWS HP
- 注6「『高齢者の就労』に関するまとめと提言」大阪府立公衆衛 生研究所 HP
- 注7 「2030 年超高齢未来―破綻を防ぐ 10 のプラン」(東京大学産 学コンソーシアム「ジェロントロジー」著・2012 年 9 月 13 日発行・東洋経済新報社)
- 注8 五木寛之「新老人の思想」幻冬舎新書 2012.12.10 発行

# श्वास्त्र विकास वि

「ふぁみりお」は、公益社団法人家庭問題情報センター(FPIC)の家庭問題情報誌として20年間、夫婦、親子、老人、大人、若者たちのその時その時の内外のトピカルな問題を取り上げては「平成家族考」、「海外トピックス」、「アラカルト」として掲載してきました。印刷費・送料について財団法人日本宝くじ協会の助成を受け年3回、毎回28,000部を作成し、無料で全国に配布し続けています。平成25年は、FPICが社団法人となって20周年「ふぁみりお」も60号に達したのを機に、一般財団法人司法協会から特選記事を単行本にまとめて出版しもっと広く多くの人に読んでもらったら、とのご提案があり本法人としてもありがたくお願いすることにしました。発行は平成26年6月の予定です。

# 表題(仮題)

# 「平成家族考······家族を見続けるFPICからの提言」

目次

第一章 平成老年考 第二章 平成夫婦考 第三章 平成若者考 第四章 平成親子考 第五章 おわりに~平成未来考

内容紹介:「人口超減少社会について考える」、「ハーグ条約加盟―国境を越える子の奪い合い防止のために」、「進化する老いについて考える」、「大人の品格について考える―自己愛社会にモンスター・ペアレントたちが登場」、「離婚した親と子どもの意見を聴く」、「相談室から見た今どきの家族―家族の再生を考える」、「面会交流場面における子どもたち」、「子どもを勇気づけ、やる気にさせる魔法の言葉」、「いやされない傷―児童虐待と傷ついていく脳」、「子どもの最善の利益の実現に向けて」等33篇

体裁 A5 版 本文 270 頁 予定販売価格 1,500 円

# 現在司法協会で販売中の FPIC 関係の本

# 「いま、家族の何が問題か」(瓜生 武 著) 本文219頁 1,400円

著者は名古屋家裁首席家裁調査官を経て大学で家族問題の講義をするかたわら FPIC 副理事長、 犯罪心理学会会長等を歴任された家族問題の卓越した専門家です。

戦後から今日までの社会変動が家庭・家族に及ぼした影響を歴史的に俯瞰しながら豊富な図や グラフを駆使して丁寧に分かりやすく解説そしていま、家族の何が問題なのかを解き明かし警鐘 を鳴らしている貴重な本です。

# 海外トピックス 61

# 子どもの代理人

# ─ アメリカ、ドイツの場合 ─

本誌「ふぁみりお」52 号で「子どもをめぐる法制の動きについて考える―子の最善の利益を優先する法制の実現を願って―」、同 54 号で「民法の一部改正について考える―21 世紀は再び『子どもの世紀』となりうるか―」を掲載しました。1994 年、日本が児童の権利条約を批准したことで、この条約の理念である子どもの権利主体性を尊重する子どもの意見表明権の保障に向けた取組みの促進が求められています。家事事件手続法案の審議過程においても「子ども代理人制度の導入」が主たる論点の一つであり、欧米の制度との比較検討がなされてきました。

# 1. アメリカにおける子どもの代理人

1967 年連邦最高裁判所は、少年の刑事事件である ゴールト判決において少年にも成人の刑事事件と同様 に、憲法上の適正手続保障として弁護人(付添い人) 選任権を保障すべきとしました。70 年代の市民権運 動やウーマン・リブなど人権意識の高まり、子どもの 権利推進の動きがみられ、1972年「子どもの権利章典」 では、子どもはもはや親の所有物ではなく、一個の独 立した人間であり、人として尊重され、公正な取り扱 いを受け、自分の意見を聞いてもらう権利の主体とし て宣言されました。一方、60 年代から社会問題化し てきた虐待・ネグレクト事件を受けて、1974年に子 どもの福祉政策に関する連邦児童虐待防止法が制定さ れ、各州に虐待・ネグレクトの手続において子どもに GAL (訴訟後見人) をつけて子どもを代理する法を制 定するよう定めました。連邦法はその目的を子どもの 利益について裁判所に進言するためとしており、代理 人には弁護士または裁判所任命の特別養護人(CASA) が当たることを認めています。こうした状況の中、離 婚率上昇に伴い監護権訴訟においても、子どもの意見 を聞くこと、その意見を決定判断の一要素とすること、 子どもに代理人をつけるべきとする主張が強まり、全 州で監護権訴訟において何らかの子どもの代理人が認 められるようになっています。立法では子どもの代理 人とは子どもの利益を代理する者と定義している州が ほとんどで、代理人の任務は、子どもへの説明、手続 への参加、子どもの利益の判断、特に子どもの意向が 不明の場合の利益の判断とされます。監護権訴訟およ び子どもの保護手続において、多くの州では子どもの 代理人として GAL が挙げられており、GAL には弁護士 を指定している州が多く、子どもの保護手続では法律 家でないCASA(一定のプログラムによる講習の修了者) でも GAL になりうることが認められています。

各州法は手続の分野に応じて子どもの代理人を認めていますが、特に家族法分野における代理人の専門性、 倫理性、内容、方法については立法上曖昧で問題があるとして、研究者・法律家らの発表した弁護士が代理 人となる場合に考慮すべき規範・考え方を中心に、活 発な議論がなされています。

子どもの代理人は子どもの権利としてあるのか、あるいは子どもを保護するためにあるのか、学説は監護事件・保護事件のどちらにも、少年事件同様、子どもは代理人を選任する憲法上の権利があると主張していますが、監護権訴訟では現在の州法では子どもに代理人選任権を付与せず、裁判官の裁量に任せています。

代理人は裁判所の協力者か、あるいは独立しているのかとの問題も議論されています。従来の GAL は前者の立場でしたが、通常大人の代理人であれば裁判所からは独立しており、守秘義務があるので、弁護士会の規範や学説は独立を主張しています。

代理人は子どもの利益を代理するのか、子どもの意 思を代理するのかという大きな問題があります。ABA (米国法律家協会)は、子どもの代理人としての役割を、 「子どもの意思の代理人―依頼人関係をもついわゆる 通常の代理人」と、「子どもの最善の利益の代理人― 子どもの表明された意思に拘束されない、子どもの最 善の利益を守る目的のために独立した法的なサービス を提供する弁護士」とに二つに分けています。さらに、 大人と子どもの間には力関係があることを意識し、弁 護士が意見を述べることが子どもの意思形成に影響を 与えることを考慮し、子どもの表明する意思が子ども の身体、経済その他に有害であり、子どもの利益に反 すると判断される場合には、子どもの意思を代理し続 ける一方で、別に GAL か子どもの利益を代理する弁護 士の選任を裁判所に求めることを勧めています。子ど もの権利条約にまだ批准していないアメリカですが、 子どもの意思表明の手続を保障しつつ、子どもの利益 を追求することの難しさが議論されていて、子どもと のコミュニケーション、カウンセリング能力、子ども の心理的発達、精神医学、行動科学等の知識の必要性 が主張され、研修も実施されています。

# 2. ドイツの家事事件手続法改正と手続保佐人

ドイツでは、1979 年「親の配慮の権利のための新 たな規制のための法律」(配慮権法)により、それま

での民法の親権規定の従来の親の支配的性格を取り去 り、子どもを基本権の担い手として位置づけ、子ども の福祉を指導理念とする、自立した個人へと成長する 子どもの保護と補助のための法へと転換しました。さ らに、1997 年親子法改正により、嫡出子と非嫡出子 という概念区別を廃止し、親権法分野についても親の 配慮の義務性を一層強調し、子どもを権利の主体と位 置付ける考え方をより明確に打ち出しました。従来か ら親権に関する事件は非訟事件手続法に規定され、こ れにより裁判所の職権探知主義や、子どもの意見聴取 を定め、満 14 歳以上の未成年子については常に裁判 所が審問することを義務づけ、同時に 13 歳以下の子 についても、その成熟の度合いを問わず、広く審問を 求めていました。実務の中では5歳程度の子どもにま で審問がなされていて、子自身、特に年少の子が自分 の考えや希望を十分に伝えることができるかという疑 問がありました。また、抗告権は満 14 歳以上の子に のみ認められていて、多くの場合はそれより低年齢の 子どもが対象となるのに、彼らには抗告権も認められ ず、正式な当事者とされていないことにも批判があり ました。1992年に批准した児童の権利条約第12条を 保障する意味でも、非訟事件手続法を改正して導入さ れたのが「手続保護人」です。手続保護人の選任は裁 判所の義務的選任とされ、不必要であると明確に認識 される場合に初めて排除される義務的選任とされまし た。手続保護人とは、「子どもの身上に関する手続の ための保護人」を言い、親の配慮に関する事件、子ど もとの交流の取決めに関する事件、子どもの引渡しに 関する事件など家庭裁判所の管轄下の事件と、養子縁 組など後見裁判所の管轄下の事件とを含んでいます。 通常は法定代理人が子どもを代理しますが、財産上の 問題や、子の監護に関する問題について、子どもと法 定代理人との利益が著しく反する場合には、原則とし て申立てまたは職権により手続代理人が選任されるも のとされ、手続保護人として誰を選任するかは裁判所 の義務的裁量の範囲にあり、法律家である必要もあり ません。手続代理人は、選任された手続の範囲に限定 された子どもの利益の代弁者であり、当該手続におい て、子の立場に立ってその考えや子の様子を見極め、 それを伝える任務を有するとされ、独立の代弁人で あって、日本の調査官のような、家庭裁判所や後見裁 判所の調査機関ではありません。

さらに 2009 年、新しい家事事件手続法が施行され 手続保護人が手続保佐人に変更されました。手続保佐 人は法定代理人ではないことを明記し、選任が親の法 定代理権に影響を与えることなく、親と並んで独自の 性質を有する代理人とされています。手続保佐人の任 務は、「子どもの利益を確認し、それを裁判手続に反 映させる」ことです。子どもの利益の確認は、第一次 的には子の意思の探求を通して行いますが、これを手 続に持ち出すには、主観的利益(子の意思)と並んで、 子の客観的利益(子の福祉)を取り入れ、子の意思と は別の見方や疑念を示すことが許されます。「子ども のメガホン」的役割の下で子に寄与することにより、 子の願望及び考えを可能な限り裁判所へと確実に仲介 する「代弁者的機能」と、子どもの利益を手続上代理 するために求められる「福祉的機能」の両方を発揮す ることにより遂行できる任務です。第二の任務は、「相 当な方法で、子どもに対し手続の対象、経過ならびに 予想される結果について情報を与える」ことです。年 齢に応じた情報を与えられることによって、子どもは 自己の立場を主張しやすくなります。第三の任務は「子 の親ならびにその他の第三者と話合いを行い、手続の 対象に関して合意による取決めを成立させるために協 力すること」です。ドイツでは、細やかな当事者によ る合意解決促進のモデルを導入しているので、親の配 慮や面会交流等の親子関係事件や子どもの福祉の危険 に関する手続の解決のための関係人との意見交換や、 合意促進解決について、手続保佐人がメディエーター としてではなく、子どもの立場から合意に基づく紛争 解決に関わることができると考えられています。第四 の任務は、「子どもの利益のため法的救済を求める」 ことであり、子どもの利益において、自己の名におい て上訴の提起をすることができます。

ドイツ法改正の目的は家事事件における未成年者の 地位の強化と論じられ、子どもが裁判手続における客 体ではなく手続の中へ独自の利益を持ちこめる権利主 体の地位を占める当事者として位置づけられました。

# 3. 最後に

昨年日本で施行された家事事件手続法では、意思能力があれば未成年者でも自ら手続行為をすることができ、裁判所が職権で利害関係参加をさせることや、手続代理人を選任することにより、「子どもの代理人」を選任することが可能となりました。

しかし、子どもの「意思」や「意思能力」といった ものは子の発達段階や能力に拘わらずいつも明確とは 限りません。子は父母の葛藤に巻き込まれると混乱し、 意思をまとめることも表明することも困難になること があります。こうした子の心を理解し真の利益を図る ために、ケースによっては子の年齢を限定せず、弁護士、 サイコロジスト、ケースワーカーなど各界の専門家を 手続代理人として活用することを考えるべきです。

### 参考文献

野田愛子「欧米の子どもの代理人制度―その機能と運用について」、自由と正義 Vol.61

山口亮子「アメリカにおける子どもの代理人制度一監護権訴訟と子どもの保護手続の場合―」、岩志和一郎「ドイツにおける『子どもの代弁人』(Anwalt des Kindes)」判例タイムス No. 1208(2006. 7.1)

佐々木健「『子どもの代理人』の職務に関する一考察 一日独・家事事件手続法改正の比較から一」(棚村・小川 編「中川 淳先生 傘寿記念論集 家族法の理論と実際」) 2011.6

增田勝久「人事訴訟法・家事事件手続法」2013、158頁

# 豊かな街づくりに登かるという。

宝くじの収益金は、図書館や 動物園、学校や公園の整備を 動じめ、少子高齢化対策や 以害に強い街づくりまで、 りろいろなかたちで、みなさまの いろしに役立てられています。



②慰日本宝くじ協会

財団法人 日本宝くじ協会は、宝くじに関する調査研究や公益法人等が行う社会に貢献する事業への助成を行っています。 日本宝くじ協会ホームページ http://jla-takarakuji.or.jp/

